

○白井市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例

平成 8 年 1 2 月 2 4 日

条例第 1 1 号

[注] 平成 2 0 年 9 月 から改正経過を注記した。

改正 平成 1 0 年 3 月 6 日 条例第 7 号

平成 1 6 年 6 月 2 9 日 条例第 1 6 号

平成 2 0 年 9 月 3 0 日 条例第 3 2 号

平成 2 5 年 3 月 2 2 日 条例第 1 8 号

平成 2 5 年 1 2 月 2 4 日 条例第 4 2 号

(目的)

第 1 条 この条例は、ひとり親家庭の父母等に対し、医療費、調剤費及び診療・調剤報酬証明手数料の一部について助成金（以下「医療費等助成金」という。）を支給することにより、ひとり親家庭の父母等の福祉の増進を図ることを目的とする。

（一部改正〔平成 2 0 年 条例 3 2 号〕）

(用語の定義)

第 2 条 この条例において「児童」とは、1 8 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある者又は 2 0 歳未満の者で規則で定める程度の障害の状態にあるものをいう。

2 この条例において「婚姻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含み、「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「父」には、母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含むものとする。

3 この条例において「ひとり親家庭の父母等」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 児童の父若しくは母又は児童に父母がないか若しくは児童の父母が監護しない場合において祖父母その他の養育者が、次のいずれかに該当するときの当該父若しくは母又は当該養育者

(以下「ひとり親等」という。)及び当該児童

- ア 現に婚姻をしている状況にない者
- イ 配偶者が規則で定める程度の障害の状態にある者
- ウ 配偶者の生死が1年(配偶者が沈没した船舶に乗っていた場合その他の死亡の原因となるべき危難と遭遇した場合にあっては、3箇月)以上明らかでない者
- エ 配偶者から引き続き1年以上遺棄されている者
- オ 配偶者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第10条第1項の規定による命令(当該児童の父若しくは母又は養育者の申立てにより発せられたものに限る。)を受けた者
- カ 配偶者が法令により引き続き1年以上拘禁されている者
- キ その他アからカまでに掲げる者に準ずる者として市長が認めるもの

(2) 児童に父母がないか又は児童の父母が監護しない場合において、祖父母その他の養育者が養育するときの当該児童

(一部改正〔平成20年条例32号・25年18号・42号〕)

(受給資格者)

第3条 医療費等助成金の支給対象者(以下「受給資格者」という。)は、ひとり親家庭の父母等であり、かつ、市内に住所を有する者(市の区域外にある規則で定める施設に児童福祉法その他の法令による措置によらずに入所している児童であって、当該施設の入所直前に市内に住所を有していたものを含む。)であって、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)又は健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)若しくは高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)(以下「社会保険各法」という。)の規定による被保険者、組合員、加入者又は被扶

養者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、受給資格者としなない。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者

(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する里親に委託されている者

(3) 規則で定める施設に児童福祉法その他の法令による措置により入所している児童及び当該児童のひとり親等

(4) 規則で定める施設に児童福祉法その他の法令による措置によらずに入所している児童のひとり親等

（一部改正〔平成20年条例32号〕）

（支給の制限）

第4条 医療費等助成金は、受給資格者等の所得が次の各号のいずれかに該当するとき（規則で定める場合を除く。）は、支給しない。

(1) ひとり親等（第2条第3項第2号の祖父母その他の養育者を含む。次号において同じ。）の前年の所得（1月から6月までに申請する者にあつては、前々年の所得。以下同じ。）が、規則で定める額以上であるとき。

(2) ひとり親等の配偶者の前年の所得又はひとり親等の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に規定する扶養義務者でそのひとり親等と生計を同じくするものの前年の所得が、規則で定める額以上であるとき。

2 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、規則で定める。

（一部改正〔平成20年条例32号〕）

（助成の範囲）

第5条 市長は、受給資格者に対し受給資格者の療養に要する費用の額（国民健康保険法又は社会保険各法その他法令による療養に

要する費用の額の算定方法によって算定された額をいう。) から次の各号に掲げる額を控除した額を医療費等助成金として支給する。

- (1) 保険給付額
- (2) 保険者が給付する附加給付額
- (3) 国又は地方公共団体等が負担する医療に関する給付額
- (4) 第三者から行われる賠償額及び補てん額
- (5) 受給資格者一部負担額（入院については入院時食事療養費標準負担額及び生活療養標準負担額、通院については診療報酬明細書1件につき1,000円、保険薬局については調剤報酬明細書1件につき1,000円とする。）

2 市長は、受給資格者が保険医療機関又は保険薬局（以下「病院等」という。）で診療・調剤報酬明細書に係る証明手数料を支払った場合は、当該費用を医療費等助成金として支給する。ただし、診療・調剤報酬明細書1件について200円を超えるときは、200円とする。

3 医療費等助成金は、受給資格者が病院等に医療費等を支払った日の属する月の翌月の初日から起算して2年を経過したときは支給しない。

（一部改正〔平成20年条例32号〕）

（助成の方法）

第6条 医療費等助成金を受けようとする者が病院等で医療等を受けるときは、規則で定めるところにより、ひとり親家庭等医療費等給付申請書の交付を受け、病院等に医療保険証及び当該給付申請書を提示するものとする。

2 医療費等助成金を受けようとする者は、病院等からひとり親家庭等医療費等給付申請書中の診療・調剤報酬証明書欄に医療費等の給付にかかった証明を受け、当該給付申請書を市長に提出するものとする。

（譲渡又は担保の禁止）

第7条 受給資格者は、医療費等助成金を受ける権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。

(助成金の返還)

第8条 市長は、偽りその他不正の行為により医療費等助成金を受けた者があるときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、ひとり親家庭等医療費等の助成に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

(白井町母子家庭・父子家庭等の医療費等の助成に関する条例の廃止)

2 白井町母子家庭・父子家庭等の医療費等の助成に関する条例(昭和55年条例第24号)は、廃止する。

(経過措置)

3 平成8年4月1日前に医療機関等に支払った医療費等に対する助成については、この条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成10年条例第7号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の白井町母子家庭・父子家庭等医療費等の助成に関する条例の規定は、平成10年1月1日から適用する。

附 則 (平成16年条例第16号)

(施行期日)

1 この条例は、平成16年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の白井市ひとり親家庭等医療費等の助成

に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に保険医療機関又は保険薬局に支払った医療費等に対する助成について適用し、施行日前に保険医療機関又は保険薬局に支払った医療費等に対する助成については、なお従前の例による。

附 則（平成 20 年条例第 32 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の白井市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に保険医療機関又は保険薬局に支払った医療費等に対する助成について適用し、施行日前に保険医療機関又は保険薬局に支払った医療費等に対する助成については、なお従前の例による。

附 則（平成 25 年条例第 18 号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、平成 24 年 8 月 1 日から適用する。

（経過措置）

2 平成 24 年 8 月 1 日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前までの間に、この条例による改正後の白井市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例（以下「新条例」という。）第 2 条第 3 項第 1 号オの規定により新たに新条例第 3 条第 1 項の受給資格者に該当することとなった者（以下「受給資格者」という。）が病院等で受けた医療等については、当該医療等が新条例第 6 条第 1 項に規定するひとり親家庭等医療費等給付申請書の提示を行わずに受けた医療等であっても、受給資格者が施行日以後に同項に規定する当該給付申請書の交付を受け、当該医療等の助成に係る同条第 2 項に規定する当該給付申請書の提出をした場合

は、当該医療等に係る助成金を支給するものとする。

附 則（平成 25 年条例第 42 号）

この条例は、平成 26 年 1 月 3 日から施行する。